

雇用の維持確保

平成21年、全国の有効求人倍率は前年のリーマンショックにより過去最低を記録した。東日本大震災の発災は、様々な雇用促進政策により雇用が向上させてきた矢先のことであった。

平成23年5月、震災等の影響による失業者に対し、次の雇用までの短期的就業機会の創出を目的とした「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」の交付が県に通知される。これにより、平成23年度は8256人、平成24年度には1万2584人の雇用を創出した。

この「震災等緊急雇用対応事業」に対し、より長期的・安定的な雇用を創出するための「事業復興型雇用創出事業」が、平成23年11月に創設され、翌年2月から申請受付を開始。当初は低調であったが、平成27年には支援人数が2万528人となり、県は臨時職員や他県からの派遣職員等、大幅に増員して事務対応に当たるまでとなった。本事業は、その後も沿岸部の事業所や中小企業を対象としたもの等、県内の雇用情勢を反映させ、内容や規模を見直しながら現在に至っている。

年	H23		H24		H25	H26		H27	H28	R1/H31	
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
主な県の対応等	5	2	7	1	3	4	9	5	3	4	15
①厚生労働省より緊急雇用創出事業臨時特例交付金の交付が通知される	6	8	11	21	13	13	13	7	7	1	1
②知事から県内事業主の皆様に対し、「東日本大震災により被災された方々の雇用の場の確保について(お願い)」を发出											
③震災等緊急雇用対応事業の運用開始											
④国の第3次補正予算で事業復興型雇用創出事業創設											
⑤事業復興型雇用創出助成金、申請受付開始											
⑥震災等緊急雇用対応事業(年度集計)422事業8256人を雇用											
⑦事業復興型雇用創出助成金(年度集計)実施人数202人											
⑧震災等緊急雇用対応事業(年度集計)783事業1万2584人を雇用し、事業のピークに											
⑨事業復興型雇用創出助成金の業務体制を拡充											
⑩事業復興型雇用創出助成金Ⅱ型の運用開始											
⑪事業復興型雇用創出助成金Ⅲ型(沿岸部のみ対象)の運用開始											
⑫事業復興型雇用創出助成金Ⅳ型(中小企業のみ対象)運用開始											
⑬事業復興型雇用創出助成金の申請支援を業務委託											

① 転機となった取組等

何が起こっていたのか

雇用を創出せよ！

震災等緊急雇用対応事業の開始

平成20年9月のリーマンショックにより、日本全体の雇用は一気に冷え込み、翌平成21年には有効求人倍率が0.47(宮城県0.41)となり過去最低を記録した。県は国の制度等を活用した緊急雇用事業を実施し、その結果、雇用がようやく向上させてきた矢先、東日本大震災が発生した。

平成23年5月、国の第1次補正予算において成立した緊急雇用創出事業臨時特例交付金の交付が県に通知された。本交付金は、都道府県に基金を造成し、当該基金を活用することにより、震災等の影響で離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期的雇用・就業機会を創出することを目的としており、平成23年度は、県、市町村合わせて422事業において8256人を雇用し、活用実績はおよそ83億円となった。平成24年度に同事業はピークを迎え、783事業1万2584人、およそ150億円の事業規模となった。本事業を所管した雇用対策課雇用創出班(当時6人)では、一気に膨れ上がった業務量に対し、限られた人員で対応することとなった。

雇用対策課職員

「緊急雇用事業は、相手方が県庁内の各所属、又は各市町村になるので、そこからの問合せが多くて、また、国の事業スキームの込み入ったところが定まっていなかった部分もあ

て、簡単に答えられない質問が多くありました。国からQ&Aも示されてはいたのですが、詳細な取扱いや解釈など判断しづらいものも多く、先輩と意見交換しながら回答を班員でそろえるように確認した上で対応していました」

「この事業は、自治体が臨時職員として人を雇う直接雇用と、委託事業により委託先の企業が人を雇う間接雇用に大きく分かれています。後者は、自治体が雇用を生むための事業をしましょうというのですが、事例がどんどん増えて、その範囲や対象が広がっていききました。次第に、果たしてこれは雇用を生むための事業なのか事業実施が目的なのかというポイントが議論となり、難しさを感じるところでした」

「金額もさることながら、対象事業が何百という数でしたから、県庁内と各市町村からの問合せや相談で、とにかく時間が足りなくて、県庁に入って30年近くになりますが、一番働いたのが雇用対策課のときです。日中は電話対応でほぼ終わりまして、事務作業を時間外にするような流れで、退庁の定時が23時というような状況でした」

「当時は『雇用を創出せよ』が大命題でした。雇用実績について県の幹部も気にかけていましたので、毎月各市町、県庁内各部署に月末時点の雇用者数について照会を行い、翌月上旬までに集計、報告を行っていました」

東日本大震災により被災された方々の雇用の場の確保について(お願い) (平成23年6月8日)

東日本大震災により被災された方々の雇用の場の確保について (お願い)

謹啓

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

本県の県政及び雇用対策の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」により被災された企業の皆様及び従業員、御家族の皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

さて、宮城県は東日本大震災により戦後最大の壊滅的な被害を受けましたが、全国、そして、世界各地から多くの方々の御支援をいただき、国や市町村、団体やNPOなど関係機関と連携を図り、復興の道を歩み始めました。復興への道のりは、決して平坦なものではなく、むしろ高く険しいものになると思います。しかし、宮城県は壊滅的な被害からの復興モデルとなるよう、ふるさと宮城の再生とさらなる発展目指して、県民一丸となって、復興に向けた取組みを一步一步進めているところであります。

復興への第一歩は、被災により離職を余儀なくされた方々などの一日も早い生活再建であり、そのための再就職の促進は、最優先に取り組むべき喫緊かつ最重要課題であります。県では、国の「被災者雇用開発助成金」制度も活用し、被災者等合同就職面接会を開催するなど、被災者の就職支援に全力をあげて取り組むこととしております。

つきましては、皆様方には厳しい経済情勢の中、大震災により、企業経営はさらに厳しい状況にあるものと推察しておりますが、被災された方々が一人でも多く再就職ができますよう、雇用の場の確保について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。末筆ながら、皆様方の今後の御発展を心からお祈り申し上げます。

謹白

平成23年6月8日

県内事業主の皆様

宮城県知事 村井嘉浩



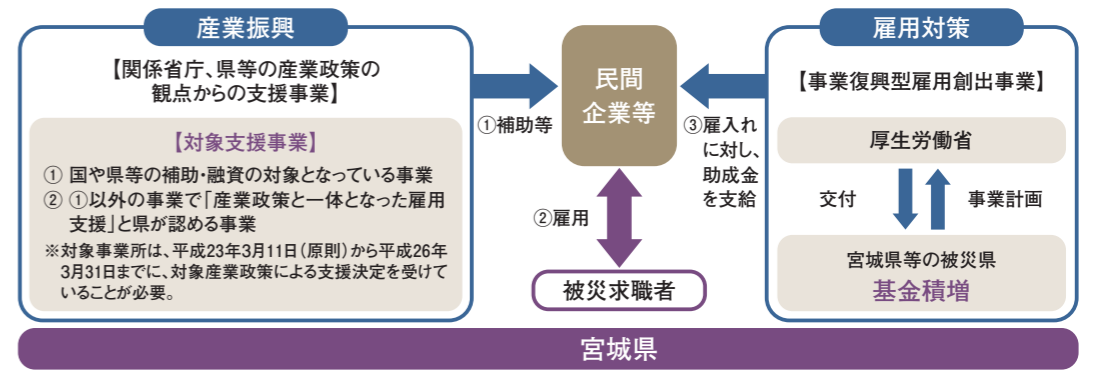
みやぎの水産品店頭販売力復興支援事業を活用し、小売店での販売促進活動に販売員を派遣



平成31年度事業者向け助成金説明会(石巻会場)

宮城県事業復興型雇用創出助成金 事業スキーム

被災地の産業振興に合わせて、雇用面からも支援する助成金



出典：宮城県ウェブサイト

達成率1%からのスタート

平成24年2月～5月

事業復興型雇用創出事業の運用開始

震災等緊急雇用対応事業は短期の雇用を生み出す事業であったのに対し、被災地の産業政策

いきました。県職員11人にプラスして非常勤職員をほとんど面接しながら採用して、他県からの応援職員や委託事業者を含めて、最大で150人ぐらいの体制を組まざるを得ませんでした」

自立的な雇用につなげる

平成26年度～平成31年度

雇用情勢に合わせた制度の縮小

事業復興型雇用創出事業は、出納整理期間に処理が集中することを避けるため、平成26年度からは、実績報告を半年ずつ形Ⅱ型が運用開始となり、その後、平成27年度からは沿岸部の事業所だけを対象にしたⅢ型、平成28年度からは、中小企業のみを対象にした中小企業型へと、国の制度変更に対応する形で制度を縮小していった。平成31年度には、受付・形式審査等についても業務委託から県直営へと変更した。

雇用対策課職員

「縮小することによって自立的な雇用につなげていくという目的がありました。制度がいつぱいなくなるとしてしまいますと、そのギャップを埋めるのが難しくなりますので、段階的に助成額を少なくして、民間事業者の主体的な雇用を支援できる形にしていきました」 「私が異動してきた平成29年には、申請者数が少なくなってきたので、業務委託に頼っていた部分を県の直営にすることになりました。当初はその年の12月から直営化する予定でしたが、システムなど運用面が非常に複雑化しておりまして、まずそれを理解するのが短期間では難しいということで、1年間の猶予期間を頂いて、委託業者からレクチャーを受けて、具だけでやる場合はどうしたらいい

と一体となって安定的な雇用を創出するための「事業復興型雇用創出事業」が、平成23年11月の国の第3次補正予算で計上され、県に466億円が交付された。助成の対象は県内に所在する事業所で復興に向けた産業政策の支援を受けた事業を実施し、期間の定めのない、又は1年以上の有期雇用かつ契約更新が可能な雇用形態で新規雇用となる被災求職者を雇い入れる事業主等を要件とした。助成金は1事業所につき1億円を上限に、1人当たり3年間で最大225万円(当時)を支給する仕組みであった。県は、平成24年2月から申請受付を開始したが、助成対象は国や県等の補助・融資等の指定の支援策を受けている事業者に限定された制度であること等から申請数が少なく、低調なスタートとなった。

雇用対策課職員

「事業復興型雇用創出助成金は、平成24年度までに約2万人の雇用を創出するという目標があったんですけども、3月の時点で実績として上がっていたのが約200人で、目標まであと99%残っていました。これからどうしようという状況でした。新聞紙上でも被災3県利用低調というのをいろいろ書かれてまして、3県が比較される中でやっていました」

「当時県ではグループ補助金をはじめ20前後の産業支援策がありましたが、庁内も非常に混乱していて、『事業復興型雇用創出事業が適用できる産業支援策を挙げてください』と庁内に照会をかけてもあまり反応がありませんでした。そこで、県庁の政策事例集を全部開けて、読み込みまして、当課からこの事業を復興型雇用創出事業の産業政策の対象とした場合に支障があるか、という形で照会・交渉し、増やしていきました。5月、6月の段階では1000人ちょっとぐらいの申

いのかを検討して、令和元年度から完全に直営化をしました」 「直営になってからは事業主から直接県に書類がきます。その頃は、中小企業者がメインでしたが、中小企業であっても、結局大企業と同じレベルの必要書類をそろえなければなりません。中には書類があまり整っていないケースもあって、それを事業主に直接電話でお願いをすると、『こんな面倒くさいものじゃない』と言われることもありまして」

需要の掘り起し

平成31年度～現在

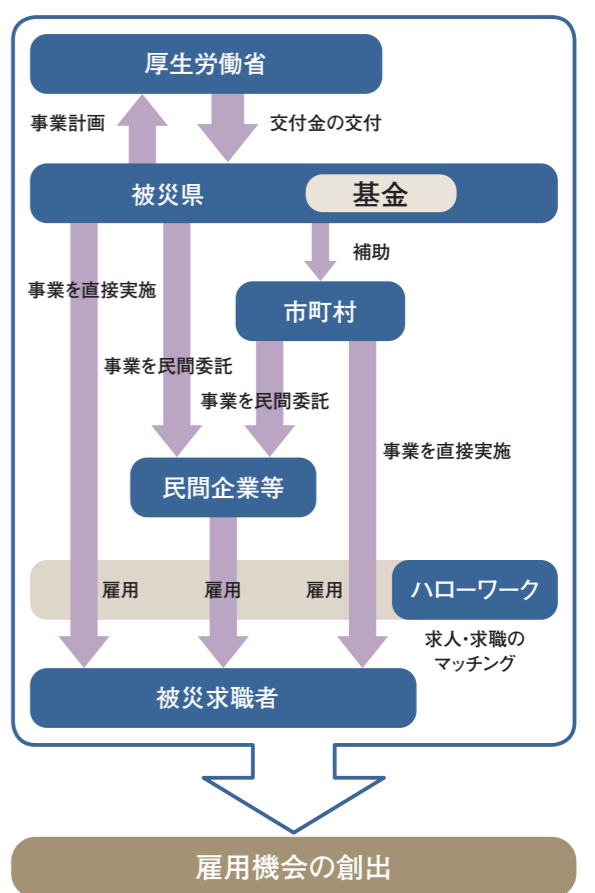
申請支援業務を委託

事業復興型雇用創出事業は、当初助成金額の上限が1事業所1億円を開始されたが、中小企業型は上限が2000万円であり、事業者自ら書類を整え申請することが多い状況となっている。そのため、平成31年度から県は事業者が申請するための支援業務を委託した。

雇用対策課職員

「中小企業の事業者にとっては、申請書類を作るにも必要な資料を集めるのも大変ついで課題がありましたから、申請の支援を業者に委託しました。例えば個人経営の店舗ですと、従業員も少なく書類を作ることも自体が大変なんですけれども、委託業者が出向いて説明して、『なんとかがんばって申請書を作り上げてみましょう』という支援をして、今(令和3年)は最後の需要の掘り起しをしています。この支援で、今まで申請を躊躇していた方にもやっと申請していただけるようになりまして」 「震災直後、自分の周りでこの制度を利用し

震災等緊急雇用対応事業



出典：厚生労働省ウェブサイト

「助成金は年度ごとに精算することになっていきますから、雇用計画書を確認して、貸金台帳からお金を払っているかどうか、雇われているかどうかを見ていく作業が必要になりました。かつ、3年分を日割り計算で扱うということになりますと、手計算ではできないところもあります。その作業を行政では、年度末から2か月間と定められている出納整理期間中に支払いをする必要があります。5月10日過ぎぐらいまでには終わらせないと支払いができなくなってしまう。そうした危険性を抱えつつ、みんなで一生懸命やっていたというのが、24年度になります」

最大150人体制で対応

平成25年度～平成26年度

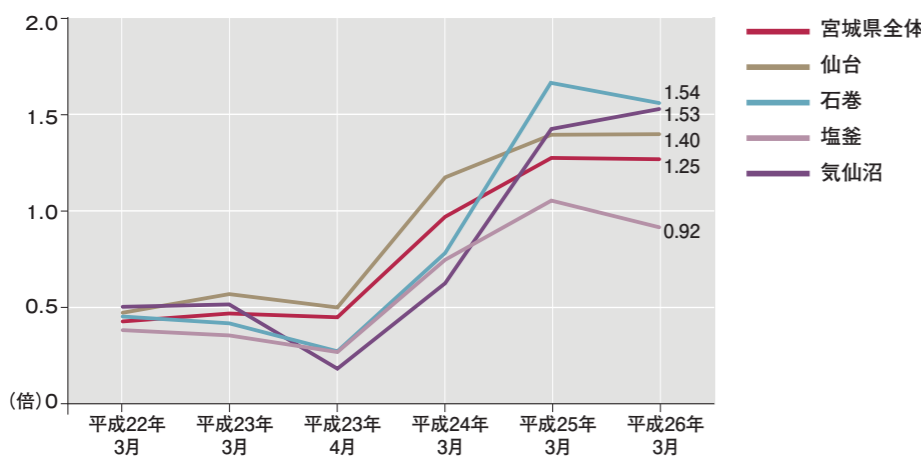
人員体制の強化

事業復興型雇用創出事業の申請件数が増えるにつれ、庁内での業務体制が課題となった。平成24年4月の受付からは、会場を雇用対策課から会議室へと移したが、5月には、申請者が会場からあふれて廊下に並ぶ状況となった。平成24年度は、庁内からの応援職員等に対応したものの、それでも対応に限界があったため平成25年度からは人員を大幅に増員し、体制強化を行った。

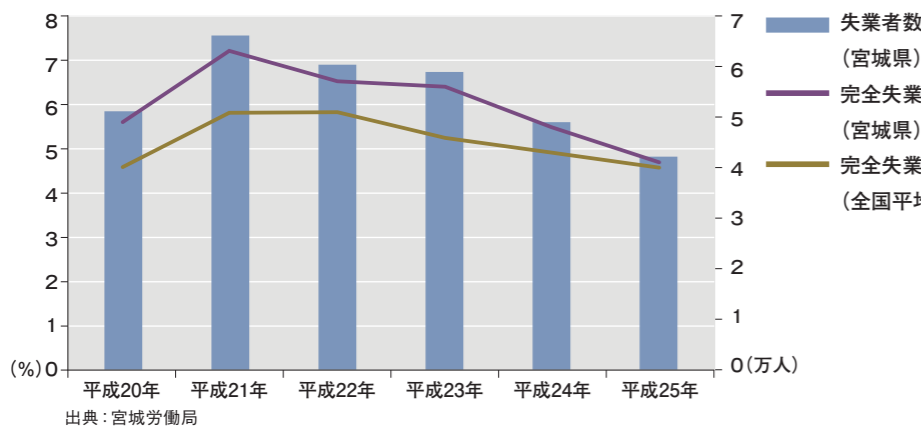
「人がいれば、クチコミで広がったこともあったかもしれませんが、10年たった今でもこの制度を知らなかったと言われることがあります」 「申請書類の作成が大変だというのはよく聞かれました。雇用契約書を作るとか、雇用保険に入るとか、法律上は必要なことなんです。が、整備されていなかったりしました。この助成金の申請をきっかけに、事業者自身が雇

用環境を整えなければいけないという気付きにつながるところもこの事業の一つの意義かなと思います」 「補助金には就労の実績報告が必要なんです。が、提出していただく書類が多いので、なかなか一回で全ての書類がそろいません。今は、コロナ禍なので窓口対応ができませんから、電話で何回もやりとりをして、実績報告まで出していただいています」

安定所別有効求人倍率の推移



完全失業者数及び完全失業率の推移



出典：宮城県労働局

災害対応の経験から 学んだこと

制度設計の段階で自治体が連携して
国に意見を伝える

雇用対策課職員

「国がこの事業を設計する段階で、自治体に照会がありました。そのときに、より手間がかからず、適正に処理する方法について本県の意見を国に伝えたのですが、最終的には制度設計上、やはり手続の簡素化は難しく、厳格に実施しなければいけないという形になりました。その辺は、制度設計の段階から他の自治体と連携して意見を伝えるなど、もう少し踏み込んでやれば良かったという思いはあります」

簡素化と不正防止のバランスが重要

雇用対策課職員

「手続の簡素化は必要だと思いますが、その一方で、不正受給の懸念が出てきます。簡素化と不正防止のバランスを考えながら制度を作り上げていくことが重要です」

複雑な制度・実態に対応した
審査マニュアルの作成は難しい

雇用対策課職員

「審査マニュアルを作れと言われましたが、雇用契約や雇用実態は様々で複雑なので、難しいんです。何人もチャレンジしたけど全部を網羅できるマニュアルにはできなかったというのが実際のところですよ」

今後の災害対応に 向けた取組等

東日本大震災により被災した労働者の安定した生活を守り、地域の産業や経済の活性化に資する目的で創設された「事業復興型雇用創出事業」は、令和3年現在も事業の実施期間を延長して行っている。

助成金支給に際し、様々な要件がある中で、申請者の声や、発災から10年以上にわたり蓄積された審査手続のノウハウをもとに、業務のマニュアル化や書類の簡素化等が行われてきた。

この事業におけるマニュアルの整備と引継ぎをしつかりと行い、同様の緊急事態が発生した際に審査業務の経験が生かされるようにしている。

また、復旧に必要な土地造成に時間を要している等、事業者の責に帰さない事由により近年まで復旧を行うことができなかった事業者において、最近になって新設した事業所への雇入れを始めているところもあり、この事業による支援は、今後も被災求職者の安定した生活のため必要であると認識している。

県では、被災された最後の一人まで、安定した生活ができるよう、助成金事業の周知と需要の掘り起こしを行い、事業所への個別訪問等きめ細かな申請支援を行っているところであるが、同事業を実施している岩手県や福島県を含めた被災3県で連携して、引き続き事業に取り組んでいく。

雇用創出の一方、
自治体職員の負担が増えた

雇用対策課職員

「緊急雇用対応事業は、短期雇用という観点からは、意義のある事業だったと思います。一方で、雇用を創出し、しようと国から予算がきて、それまで決してメインではなかった各自治体の雇用部門が全部局の取りまとめをするなど、ふだんやったことのない業務をやったので、自治体職員の負担は大きかったと思います」

制度立ち上げときに適切な知識・経験
をもった職員を活用する

雇用対策課職員

「シンプルな制度にすることで、委託事業者や会計年度任用職員の活用ができ、応援職員が入れ替わっても対応ができるようになりま。そのためには、制度を立ち上げるときから、こういった大規模な制度であればなおさら、経験や知識をもった職員の助力を得てやるべきだと思います」

抱え込まず声に出して言う

雇用対策課職員

「若い人って特に一生懸命なんです。一生懸命自分ががんばれば良いと思ってるんですが、業務量が多いとかどうしたらいいか悩んでいるときなど大変なときは声に出してほしい。やはり声に出して言うということは結構大事なこと、班長やその上司は、見てはいるんですけど、直接声が上がらないと分からないところもあって、そこはぜひ声に出して『大変だ』というのを言ってほしい。他の

参照

- 記録誌等
- 東日本大震災―宮城県の6か月間の災害対応とその検証―(宮城県総務部危機対策課平成24年3月)
 - 東日本大震災―宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証―(宮城県総務部危機対策課平成27年3月)
 - 東日本大震災 復旧期(平成23年度～平成25年度)の取組記録誌(宮城県震災復興・企画部震災復興推進課平成27年3月)
 - 東日本大震災 再生期前半(平成26・27年度)の取組記録誌(宮城県震災復興・企画部震災復興推進課平成29年3月)
 - 東日本大震災 再生期後半(平成28・29年度)の取組記録誌(宮城県震災復興・企画部震災復興推進課平成31年3月)
 - 宮城県雇用対策課ウェブサイト



人の視点が入ることで新たな気づきが生まれる場合もあるし、みんなで作業を分担できやす」

労働環境の改善につながった

雇用対策課職員

「就業規則的なものがあれば、その会社がどのぐらいの所定労働時間なのか、休日なのか分かるんですが、それすらないというケースもありました。助成金を申請するために多くの企業が労働環境を整備して、それを労働者に明示するようになったり、一部には給与未払いがあったようなのですけれども、この助成金があったから、時間外勤務手当を払っていただきましたという、感謝の手紙も複数枚、県に届きました。労働環境の質という面では、数字に表れない効果があったのではないかと考えています」

関係機関からの客観的な情報で
円滑な事務処理を

雇用対策課職員

「例えば、雇用実態がなく、実際に給料も支払われていることが確認できないのに契約書だけはあるという場合どうするか。国の関係機関からアドバイスしてもらえようという関係づくりを日頃からしておくことで、不正を防ぎ円滑に事務処理を行うことにつながる。どこの客観的な情報をもっているかを知り、その機関と関係を築いておくことが必要です」

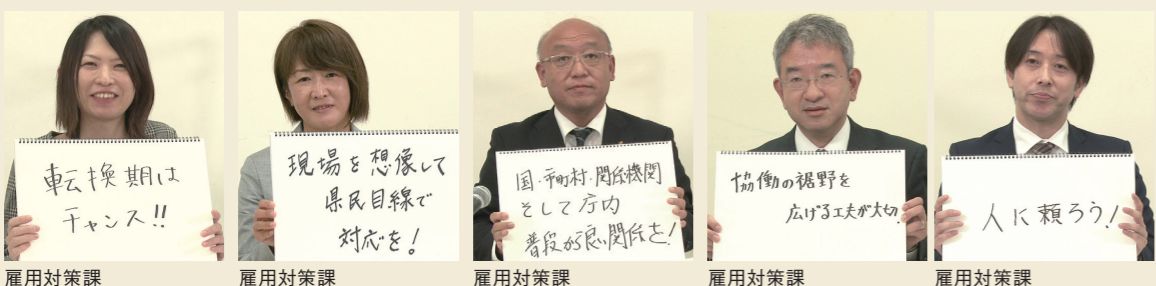
制度の継続を想定した資料整理

雇用対策課職員

「最初は数年で終わる制度だと思っていまし

後輩たちへのメッセージ

※所属は本テーマに関する業務に従事した当時のもの



たが、令和3年になってもまだ続いています。発災直後の混乱期であっても、資料やデータを整理しながら業務に当たらないと、時間が経ってから見返したときに知ってる人がいないとか、データが分からない、経緯が分からないとなるので、当初から資料を整理しながらやらなければならないということを学びました」

様々な働き方への雇用支援が求められる

雇用対策課職員

「この事業は事業者の方への助成金なんですけれども、それをきっかけとして、実際には被災求職者の方が雇われるということなので、沿岸地域の雇用の創出には大きくつながって、起爆剤の一つみたいな形にはなったのかなと。ただ、現在、テレワークなど働き方が変わってきている中で、この助成金は、事業所で働くことが要件なので、今後は様々な働き方に合わせた雇用支援が求められてくると思います」